

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士瀧内禮作、同中村経生、同西畑肇、同抜井光三、同奥川貴弥、同上條義昭、同田中政治郎の上告趣意第一点は、公職選挙法一三八条一項の違憲をいうが、右規定が憲法二一条一項に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和四三年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁）とするところであるから、所論は理由がなく、同第二点は、公職選挙法一四二条一項（昭和五七年法律第八一号による改正前のもの）の違憲をいうが、右規定が憲法二一条一項に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和二八年（あ）第三一四七号同三〇年四月六日大法廷判決・刑集九巻四号八一九頁、昭和三七年（あ）第八九九号同三九年一月一八日大法廷判決・刑集一八巻九号五六一頁、昭和四三年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく、同第三点は、公職選挙法一二九条（昭和五七年法律第八一号による改正前のもの）の違憲をいうが、右規定が憲法二一条一項に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和四三年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁）とするところであるから、所論は理由がなく、同第四点は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらぬ。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五九年三月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 横 井 大 三

裁判官 伊 藤 正 己

裁判官 木 戸 口 久 治

裁判官 安 岡 満 彦